

I 市町村子ども・子育て支援事業計画とは

5年間の計画期間（H27～31）における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画（新制度の実施主体として、全市町村で作成）

計画作成のイメージ

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)

学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)

学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)

保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭(子ども・子育ての利用希望)

子育て支援

需要の調査・把握（現在の利用状況+利用希望）

市町村子ども・子育て支援事業計画(5カ年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、

「量の見込み」（現在の利用状況+利用希望）、「確保方策」（確保の内容+実施時期）を記載

市町村子ども・子育て支援事業計画について

Ⅱ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定のポイント

1 「量の見込み」の把握

- 幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業について、
「現在の利用状況 + 利用希望」を踏まえて把握し、計画に記載
➡ 住民の利用希望を把握することが前提（子ども・子育て支援法第61条第4項）

2 「量の見込み」の算出方法・見直し（教育・保育）

① 計画策定時

《「量の見込み」の計算式》

「①推計児童数」 × （「②潜在家庭類型」 × 「③利用意向率」）

- ①推計児童数 … 対象年齢児童のデータ
- ②潜在家庭類型… 国が示したタイプ別に対象を把握
- ③利用意向率 … アンケート調査により把握

② 中間見直し

《「量の見込み」の計算式》

「①補正後の推計児童数」 × 「②支給認定割合」

- ①補正後の推計児童数 … 最新の諸情勢を踏まえ再度推計
- ②支給認定割合 … 平成28年4月1日時点における1号～3号の支給認定区分ごとに、児童数に占める支給認定子どもの割合の数値を以て代替することを基本としつつ、一定の補正を行った上で算出

市町村子ども・子育て支援事業計画について

Ⅱ 市町村子ども・子育て支援事業計画策定のポイント

3 「量の見込み」の見直し（地域子ども・子育て支援事業）

- 教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、必要に応じて、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを実施

見直しの例

【放課後児童クラブ】

利用の申し込みや登録児童・待機児童の実績値の分析に加え、今後、量の見込みを大きく変動させ得る要因の動向（保育所の新設、大規模マンションの新設等）の分析を踏まえ、見直しを実施

【延長保育事業及び病児保育事業】

保育所等の整備量の拡大に応じ、見直しを実施

【一時預かり事業】

一時預かりを行う幼稚園の拡大や、利用実績等から予測される家庭類型の割合、専業主婦（主夫）家庭等の増減見込み、実際の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施

4 「確保方策」の検討

- 上記で算定した「量の見込み」を踏まえ、施設等による確保の状況を計画に記載
- 「量の見込み」と「確保状況」に差がある場合は、施設・事業等による整備が必要となるが、その予定を含めた確保方策を計画に記載することになる。